

2026年3月31日

各位

会社名 協立情報通信株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐々木 修
(コード: 3670 東証スタンダード・名証メイン)
問い合わせ先 総務課長代行 茂田 敏朗
(電話 03-3434-3141)

当社株式の監理銘柄（確認中）指定に関するお知らせ

当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のスタンダード市場における上場維持基準のうち「流通株式時価総額」基準について適合しない状態となっており改善期間に入っていましたが、改善期間の終了する本日時点において「流通株式時価総額」基準への適合が確認できていないため、当社の株式は、2026年4月1日付で東京証券取引所より監理銘柄（確認中）に指定されることとなりました。

なお、東京証券取引所より公表された指定措置の内容や理由等につきましては、日本取引所グループWebサイトをご参照ください。

<https://www.jpx.co.jp/listing/market-alerts/supervision/index.html>

記

1. 監理銘柄（確認中）指定の理由

改善期間内に上場維持基準に適合しない場合に該当するおそれがあるため。

（関連条項：有価証券上場規程施行規則第604条第1項第1号）

（ご参考：2025年3月31日時点の適合状況）

	株主数	流通株式数	流通株式時価総額	流通株式比率
当社の状況	703人	4,078単位	683,972,662円	33.8%
上場維持基準	400人	2,000単位	1,000,000,000円	25.0%
適合状況	適合	適合	不適合	適合
改善期間	—	—	2026年3月31日	—

2. 監理銘柄（確認中）指定期間

2026年4月1日から東京証券取引所が上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで。

3. 今後の対応

当社が提出する2026年3月31日時点での「株式等の分布状況表」（2026年4月中に提出予定）に基づく東京証券取引所の審査の結果、流通株式時価総額基準に適合している状況が確認されなかった場合には、当社の株式は、東京証券取引所においては整理銘柄に指定され、2026年10月1日に上場廃止となります。

なお、整理銘柄に指定された場合でも、上場廃止日の前営業日までは、東京証券取引所において株式の売買は可能です。また、当社は名古屋証券取引所メイン市場に重複上場しておりますので、東京証券取引所での上場が廃止となった場合でも、名古屋証券取引所において株式売買は引き続き可能です。証券コード（3670）についても変更はございません。

以上